

国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

2018年4月からの国民健康保険財政の都道府県への移管にむけて、沖縄県は、「国民健康保険運営協議会準備会合」を開催し、準備を進めている。県の中長期的な方向性としては、国のガイドラインの示す通り、「統一保険料」をめざし「法定外繰入」は「段階的解消」をめざし、「保険料」は「段階的引き上げ」の方向とされている。

国保は「低所得者」や「高齢者」の被保険者が多く、広域化や民間保険の原理では解決しない構造的問題を持っている。

沖縄県社会保障推進協議会の「高齢者の医療介護くらしのアンケート」でも、高齢者の貧困を反映し、8割の方が「生活が厳しいので自己負担引き上げに反対」している。高齢者と家族の暮らしは、これ以上の国保料（税）の引き上げは容認できないレベルになっている。

「疾病」や「障害」「高齢による衰弱」などは、自己責任では解決しないことが歴史的に明らかになる中で、基本的人権の内容が発展し、公的医療保障を中心とした「社会保険」「社会保障」の仕組みが前進してきた。国民健康保険制度は、社会保障の中でも、生活保護の前の「最後の砦」ともいえる制度であり、そのために国庫補助が大きな役割を果たしている。

ところが、国保に対する定率の国庫補助率は、1984年以降、大幅に引き下げられた。さらに、沖縄県においては沖縄戦の影響で、補助金算定の基準となる前期高齢者人口が極端に少なく、国保財政に大きく影響してきた。

そのため、沖縄県においては、2018年度以降も継続して大幅な国庫補助増額が実現しない限り、「統一保険料」「法定外繰入の解消」などの実現は困難である。「協会けんぽ」「組合健保」など他保険に比べても、所得に対する保険料負担率が極めて高い現状を考えると慎重に対応すべき課題であると考えます。

高すぎる保険料（税）は、解決すべき国保の構造的な問題の一つであり、公的支援金を投入する理由の一つでもある。この機会に保険料（税）の適正化を図り、今後の安定財源として定率の国庫補助の回復を要請する。

60年ぶりとなる国保の大改革「国保の県単位化」にあたっては、主権者である住民の意見を十分にひろいあげ、日本国憲法の第92条「地方自治の基本原則」と第25条、国保法第1条の精神に基づき、「社会保障制度としての国保」「住民の権利といのちを守る制度としての国保」を改善・発展させていくため、下記事項について要請する。

記

1. 国保制度の県単位化にあたっては、国保が社会保障制度としての役割を果たせるよう配慮すること。
2. 国保料（税）については、所得に対してすでに「高すぎる」水準である。せめて「協会けんぽ」の水準をめざし、抑制をはかるために、定率で国庫補助を増額すること。
3. 「前期高齢者人口」に基づく補助金算定はこれまで沖縄県市町村国保財政に大きなマイナスとなってきた。これまでの不足分を補填すること。

4. 離島が多く、人口格差や医療水準の差の大きい沖縄県において統一保険料は、導入困難である。統一保険料を目指し、国庫補助の大幅増額の得られないうちに「法定外繰入の段階的解消」を市町村に求めると、保険料（税）の引き上げや強引な保険料（税）の徴収が強まり、現状でも格差と貧困で苦しむ県民生活への影響は避けられない。これからも各市町村の実情に即した保険料（税）となるよう市町村の自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月29日

沖縄県うるま市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣